

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|--|
| 茨城県 | 神栖市 | 分電盤 | 市内に住宅を所有し、感震ブレーカーの購入時に当該住宅に住所を有する者又は市内に感震ブレーカーを設置した新築住宅を所有し、当該住宅に住所を有する者 感震ブレーカー1個当たりの購入及び設置に要する費用の2分の1に相当する額とし、5,000円上限。 1住宅当たり感震ブレーカー1個までを対象に、1世帯1回に限り交付する。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 群馬県 | 大泉町 | 分電盤 | 購入・設置費用の2分の1を負担。補助上限は4万円。対象者は町内在住、町税を滞納していない者。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 購入・設置費用の2分の1を負担。補助上限は1万円。対象者は町内在住、町税を滞納していない者。 |
| | | 簡易 | 購入・設置費用の2分の1を負担。補助上限は2千円。対象者は町内在住、町税を滞納していない者。 |
| 群馬県 | 館林市 | 分電盤 | 購入・設置費用の2分の1を負担。補助上限は4万円。対象者は市内在住、市税を滞納していない者。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 購入・設置費用の2分の1を負担。補助上限は7千円。対象者は市内在住、市税を滞納していない者。 |
| | | 簡易 | 購入・設置費用の2分の1を負担。補助上限は3千円。対象者は市内在住、市税を滞納していない者。 |
| 埼玉県 | さいたま市 | 簡易 | 購入費用の3/4以内の額（100円未満は切捨て）で、50万円を限度とする。「さいたま市防災都市づくり計画」における「推進地区候補」（※）を地域に含む自主防災組織（なお、地区防災計画を策定し、計画の中で感震ブレーカーの項目を盛り込んでいることを条件とする。）を対象。 （本市では自主防災組織に対する資機材補助項目の一つとして、感震ブレーカーを位置づけております） ※延焼リスクが高い区域の中から、避難困難リスク及び地域特性の評価を踏まえ設定。 |
| 埼玉県 | 川越市 | 分電盤 | 補助率：3/4 補助額：購入金額 補助上限：60,000円（購入金額に対して） 支援対象者：自主防災会 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 埼玉県 | 和光市 | 簡易 | 現物支給、対象者（高齢者のみの世帯、要介護2以上・障がい者等のいる世帯） |

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|--|
| 埼玉県 | 新座市 | 分電盤 | 補助上限額3,000円。生計中心者の前年所得税課税年額に応じた自己負担がある。対象はおおむね65歳以上の単身、もしくは高齢者のみ世帯。対象者に対しタイプに関係なく支給1回。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 埼玉県 | 富士見市 | 簡易 | 支援内容：取り付け補助（65歳以上の方のみでお住まい、障害者手帳をお持ちの方のみでお住まい、もしくはその両方） 補助上限：1台 |
| 千葉県 | いすみ市 | 簡易 | 対象行政区に全戸配布 |
| 千葉県 | 千葉市 | 簡易 | <p>【配布事業】 配布物：ばね式の簡易タイプ 規模：重点密集市街地1地区 配布対象者：配布対象地域内にある住宅を所有し、当該住宅に簡易タイプを設置しようとする個人。ただし、共有名義で所有する者は、そのいずれか1名のみ。</p> <p>【補助事業】 補助金の額：補助対象経費の1/2に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）までとする。ただし、1個あたりの上限を3,000円とする。 規模：要改善市街地11地区のうち、予算の範囲内 補助対象者：（1）補助対象地域を含む町内自治会のうち、当該加入者の住宅に簡易タイプを設置しようとする町内自治会 （2）補助対象者として決定した町内自治会に加入はしていないが、当該町内自治会の地域内に住宅を所有し、その住宅に簡易タイプを設置しようとする個人</p> |
| 千葉県 | 市川市 | 分電盤 | 「あんしん住宅助成」の対象工事の一つとして、市内に所有し居住する住宅に市内施工業者を利用して行う場合、対象工事費の3分の1（限度額10万円）を助成。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 千葉県 | 船橋市 | 分電盤 | 自主防災組織結成補助金：自主防災組織を結成してから1回のみ、自主防災組織に対して、防災資機材（感震ブレーカー含む、工事費未定）の購入に係る費用の1/1を上限7万円まで補助。 自主防災組織活動補助金：補助年度に市指導の防災訓練に参加した自主防災組織に対して、防災資機材（感震ブレーカー含む、工事費未定）の購入に係る費用の2/3を世帯数に応じた上限額まで補助。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 自主防災組織結成補助金：自主防災組織を結成してから1回のみ、自主防災組織に対して、防災資機材（感震ブレーカー含む）の購入に係る費用の1/1を上限7万円まで補助。 自主防災組織活動補助金：補助年度に市指導の防災訓練に参加した自主防災組織に対して、防災資機材（感震ブレーカー含む）の購入に係る費用の2/3を世帯数に応じた上限額まで補助。 |

※ 最新の支援制度や詳細は、各市区町村のウェブサイト等をご参照いただくか、各市区町村にお問い合わせください。

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|---|
| 東京都 | 港区 | 簡易 | 感震ブレーカーアダプター(ヤマモリ) 【斡旋価格】3,438円 電源遮断装置 スイッチ断ボールⅢ 【斡旋価格】2,592円 ピオマ感震ブレーカー 【斡旋価格】10,584円 |
| 東京都 | 新宿区 | 分電盤 | 対象1) 対象地域内に住宅を有し、設置を希望する方 ・補助率 ①一般世帯 設置費用の2/3(上限5万円) ②非課税世帯 設置費用の5/6(上限6万2千円) 対象2) 対象地域内に住宅を新築し、設置を希望する方 ・助成額1万円 |
| | | 分電盤(後付け) | 同上 |
| | | コンセント | 対象) 対象地域内に住宅を有し、設置を希望する方 ・補助率 ①一般世帯 設置費用の2/3(上限5万円) ②非課税世帯 設置費用の5/6(上限6万2千円) |
| 東京都 | 文京区 | 分電盤(後付け) | 無償配付。配付対象者は、避難行動要支援者名簿に登録され、木造住宅密集地域に居住している方で、感震ブレーカーの配付を希望する方。 また、配付を希望した方のうち、自力で設置が困難な方に対しては、文京区シルバー人材センターにて設置代行を有償にて行っている。 |
| 東京都 | 台東区 | 分電盤 | ①既存住宅 対象地域内に住宅を有し、設置を希望する方 → 助成額：設置費用の2/3を助成(ただし上限を5万円とする) ※1助成対象者につき1回限り ②新築住宅 対象地域内に住宅を新築予定で、設置を希望する方 → 助成額：1万円 ※1助成対象者につき1回限り |
| | | 分電盤(後付け) | 同上 |
| | | コンセント | 対象地域内に住宅を有し、設置を希望する方 → 助成額：設置費用の2/3を助成(ただし上限を5万円とする) ※1助成対象者につき1回限り |
| | | 簡易 | 対象地域に住民登録のある世帯のうち、配布を希望される方(賃貸も可)に対して無償で提供する。 ※分電盤1基に対して1個 |
| 東京都 | 墨田区 | 簡易 | 【対象】地域要件(地震時等に著しく危険な密集市街地19町丁目)・住宅要件(木造住宅)・世帯要件(65歳以上の高齢者のいる世帯・障害者のいる世帯・要介護者世帯)のすべてに該当する世帯 【費用】無料 【交付】町会(住民防災組織)を通じて設置又はお渡し |
| 東京都 | 江東区 | 簡易 | 斡旋価格は3,438円の予定。支援対象者は江東区内在勤・在住で、届け先が江東区内であること。 |

市区町村における感震ブレイカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|---|
| 東京都 | 品川区 | 分電盤 | <p>【既存木造住宅】</p> <p>(1) 一般世帯 ・補助率：総費用（工事費を含む）の2/3 ・補助上限：5万円まで（1世帯あたり） ・対象者：区内の不燃化推進特定整備地区（一部地区を除く）の木造住宅に居住する方</p> <p>(2) 高齢者・障害者等世帯 ・補助率：総費用（工事費を含む）の5/6 ・補助上限：8万円まで（1世帯あたり） ・対象者：区内の不燃化推進特定整備地区（一部地区を除く）の木造住宅に居住する方</p> <p>【新築木造住宅】</p> <p>・補助率：一律1万円 ・対象者：区内の不燃化推進特定整備地区（一部地区を除く）内に木造住宅を新築、または建て替え居住する方</p> |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | 簡易 | <p>〈補助制度〉</p> <p>【既存木造住宅のみ】 ※対象製品はアース付コンセントに接続し、分電盤タイプと同じ動作性能を持つものに限る。</p> <p>(1) 一般世帯 ・補助率：総費用（設置費を含む）の2/3 ・補助上限：（2万円まで） ・対象者：区内の不燃化推進特定整備地区（一部地区を除く）の木造住宅に居住する方</p> <p>(2) 高齢者・障害者等世帯 ・補助率：総費用（設置費を含む）の10/10 ・補助上限：（3万円まで） ・対象者：区内の不燃化推進特定整備地区（一部地区を除く）の木造住宅に居住し、以下、①～⑤の対象条件に該当する世帯 ①65歳以上のみの世帯、②要介護3以上の65歳以上の高齢者のいる世帯、③障害者のみの世帯、 ④2級(度)以上の障害者のいる世帯、⑤65歳以上の高齢者と障害者のみの世帯</p> <p>〈あっせん制度〉</p> <p>「防災用品のあっせん」として取り扱いを予定。 【パネ式】補助率：定価の2割引き程度、対象者：区内在住もしくは在勤者</p> |
| 東京都 | 目黒区 | 分電盤 | 対象地域内の対象建物に住む者に、1人につき1回を限度に、設置費用の2/3(上限5万円)、高齢者等特定世帯に10/10（上限8万円）を助成 |
| 東京都 | 大田区 | コンセント | 防災用品あっせん事業の中で取扱いをしている。 6,020円（税抜） |
| | | 簡易 | コンセントタイプと同様、あっせん事業で取扱っている。 3,330円（税抜） |
| 東京都 | 世田谷区 | 簡易 | 区民及び区内勤務の方に、防災用品あっせん事業を行う予定である。 商品名①感震ブレイカーアダプター〈ヤモリ〉3,348円、②感震ブレイカーアダプター用オプション〈ヤモリ・リモート〉2,376円 |

※ 最新の支援制度や詳細は、各市区町村のウェブサイト等をご参照いただくか、各市区町村にお問い合わせください。

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|--|
| 東京都 | 杉並区 | 分電盤 | 斡旋価格…66,667円＋税 |
| | | 分電盤（後付け） | 斡旋価格…18,519円＋税（追加部品が必要な場合…21,297円＋税／ホーム分電盤ごと取り換えが必要な場合…39,815円＋税） |
| | | コンセント | 斡旋価格…5,900円＋税 |
| | | 簡易 | 感震ブレーカー本体代の購入費は区で負担。 杉並区の特定の地域に居住する方…設置費用一律2,000円／杉並区に居住する方で要配慮者を含む世帯…設置費用無料 上記事業は特定の地域（一部）に居住する方のみが対象となってしまう為、設置支援事業に該当の無い場合は斡旋で感震ブレーカー本体を購入することが可能。斡旋価格…2,900円＋税 |
| 東京都 | 豊島区 | 分電盤 | 対象：池袋本町3丁目、上池袋3丁目、駒込6丁目、駒込7丁目、東池袋5丁目、長崎2丁目、長崎3丁目、長崎4丁目、南長崎2丁目、南長崎3丁目の耐火造を除く住宅に居住する者、または同住宅を所有する者 内容：分電盤タイプの購入・設置費用の2/3助成（上限50,000円） |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 対象：池袋本町3丁目、上池袋3丁目、駒込6丁目、駒込7丁目、東池袋5丁目、長崎2丁目、長崎3丁目、長崎4丁目、南長崎2丁目、南長崎3丁目の耐火造を除く住宅に居住する者、または同住宅を所有する者 内容：購入費用の1/2助成（上限5,000円） |
| | | 簡易 | 対象：池袋本町3丁目、上池袋3丁目、駒込6丁目、駒込7丁目、東池袋5丁目、長崎2丁目、長崎3丁目、長崎4丁目、南長崎2丁目、南長崎3丁目の耐火造を除く住宅に居住する者、または同住宅を所有する者 内容：現品支給、一部パネ型については購入費用の1/2助成（上限5,000円） |
| 東京都 | 北区 | 簡易 | 不燃化特区に指定されている区域内の木造住宅居住者に対し、リンテック21社製・YAMORIシリーズを無償配布している（希望者による申請方式）。 |

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|--|
| 東京都 | 荒川区 | 分電盤 | <p>(1)屋内安全対策器具設置等助成事業 【対象者】一般世帯（特例世帯以外）、特例世帯 特例世帯 ・65歳以上のみの世帯 ・世帯全員が特別区民税・都民税非課税 ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者もしくは要介護4以上の認定を受けている方がいる世帯 【対象製品】分電盤タイプ（内蔵型）、分電盤タイプ（後付型）、コンセントタイプ、簡易タイプ 【補助件数】1世帯にき、1回のみ 【補助率】 ①感震ブレーカー設置工事費（器具代含む） ・一般世帯 上限6万円（助成率1/2） ・特例世帯 上限10万円（助成率5/6） ②感震ブレーカー器具購入費 ・一般世帯 上限5千円（助成率1/2） ・特例世帯 上限1万円（助成率10/10）</p> <p>(2)簡易型感震ブレーカー及び自動点灯ライトの無料配付事業 【対象者】特例世帯 【対象製品】簡易型感震ブレーカー（ヤモリ）、自動点灯ライト 【補助件数】各世帯に1セット、1世帯につき1回のみ 【補助率】無料配付（配付のみ又は設置込）</p> |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 東京都 | 板橋区 | コンセント | 「板橋区防災用品あっせん」の商品の一つとして紹介。商品名：ヤモリ・デ・コンセント 販売額：6,030円 |
| | | 簡易 | 「板橋区防災用品あっせん」の商品として2種類を紹介。商品名：YAMORI 販売額：3,438円、商品名：電源遮断スイッチ断ボールⅡ 販売額：2,592円。 |
| 東京都 | 練馬区 | 分電盤 | 主に単身世帯向け ホーム分電盤＋外付け感震リレー【あっせん価格】43,000円（工事費および税込） 主にファミリー世帯向け 感震ブレーカー機能付ホーム分電盤【あっせん価格】72,000円（工事費および税込） |
| | | 分電盤（後付け） | 外付け感震リレー【あっせん価格】20,000円（工事費および税込） |
| | | 簡易 | ピオマ感震ブレーカー【あっせん価格】9,800円（税抜） 感震ブレーカーアダプター（ヤモリ）【あっせん価格】3,184円（税抜） 電源遮断装置スイッチ断ボールⅢ【あっせん価格】2,400円（税抜） |

※ 最新の支援制度や詳細は、各市区町村のウェブサイト等をご参照いただくか、各市区町村にお問い合わせください。

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|--|
| 東京都 | 足立区 | 分電盤 | 支援対象者：緊急的な安全対策が望まれる地域（主に木造住宅が密集している地域）であって、昭和56年5月以前に建築された木造住宅に居住している方。 補助額・上限：70歳以上の単身世帯や障害のある方などを特例世帯として、一般世帯と助成額が異なる。一般世帯の設置費用は2/3上限5万円。特例世帯の設置費用は10/10上限8万円 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | 簡易 | 支援対象者：緊急的な安全対策が望まれる地域（主に木造住宅が密集している地域）であって、昭和56年5月以前に建築された木造住宅に居住している方。 補助額・上限：70歳以上の単身世帯や障害のある方などを特例世帯として、一般世帯と助成額が異なる。一般世帯の設置費用は2/3上限8千円。特例世帯の設置費用は10/10上限1万3万円 |
| 東京都 | 葛飾区 | 分電盤（後付け） | 補助率：10/10 補助額：20,000円（限度額） 対象者：世帯員全員が次のいずれかに該当する世帯 65歳以上、身体障害手帳1・2級をお持ちの方、愛の手帳1・2度をお持ちの方 一般社団法人日本配線システム工業会の性能評価を受け、その自主規格に適合したとして認証されているもの。 |
| | | 簡易 | 補助率：10/10 補助額：20,000円（限度額） 対象者：世帯員全員が次のいずれかに該当する世帯 65歳以上、身体障害手帳1・2級をお持ちの方、愛の手帳1・2度をお持ちの方 猶予時間（地震を感知してから作動するまでの時間）を設定できるタイプであり、日本消防設備安全協会から消防防災製品等の推奨を受けているもの。 |
| 東京都 | 江戸川区 | 分電盤（後付け） | あっせん販売価格3,438円 支援対象者の指定は特になし（区民及び区内に勤務先がある方対象） |
| | | 簡易 | あっせん販売価格2,592円 支援対象者の指定は特になし（区民及び区内に勤務先がある方対象） |
| 東京都 | 国立市 | 簡易 | 対象：北2丁目、東1～4丁目、中1～2丁目、西1～3丁目、富士見台1丁目にある住宅 助成対象経費に係る実支出額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、2,000円を限度とする。助成金の交付は、1世帯につき1回限り |
| 東京都 | 清瀬市 | 簡易 | 対象者：清瀬市内にある昭和56年5月以前に建築された木造住宅の住宅専用の世帯。 配布方法：市役所、公共施設2ヶ所にて申請受付後、無料で一世帯につき一個配布。また、夜間対策等としてホィッスル及びLEDライトキーホルダーを世帯人数分、感震ブレーカーとあわせて配布。 配布製品：スイッチ断ボールⅢ（簡易タイプ感震ブレーカー） |
| 東京都 | 多摩市 | 簡易 | 感震ブレーカーアダプター（ヤモリ） 【斡旋価格(税抜)】3,184円 |
| 東京都 | 瑞穂町 | コンセント | 補助率 100%、補助内容 補助対象世帯に1個、補助対象者 65歳以上高齢者のみ世帯・身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方がいる世帯、東京都愛の手帳1度又は2度の交付を受けている方がいる世帯、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯。 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 神奈川県 | 大和市 | 分電盤 | 対象建築物：既存の木造住宅（新築を除く）。建築条件：戸建て住宅、アパート。店舗併用住宅の個人住宅部分。対象者：建築物の所有者。当該住宅に居住し、かつ住民登録が行われている。市税滞納がない。対象工事：費用が5万円以上の改修工事。補助費：工事費の1/2かつ上限10万円。施工業者：市内業者で「見積書」「領収書」等を市内の住所で発行できる事業者。補助金名称：大和市不燃化・バリアフリー化改修工事補助金。その他：商品の斡旋ではなく、設置工事が対象。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|---|
| 神奈川県 | 平塚市 | 簡易 | 簡易型感震ブレーカー（株）リテック21 GV-SB1 YAMORIを市民負担500円で有償配布。 |
| 神奈川県 | 横浜市 | 簡易 | 補助率：2分の1、補助上限（1個当たり）：2,000円、対象者：「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」対象地域（11区、約5,100ha）を区域に含む自治会町内 |
| 神奈川県 | 海老名市 | 簡易 | 補助率 100%、補助上限（1個当たり）1,500円、支援対象者 自主防災組織（自主防災組織防災物品等整備補助金制度により補助） |
| 神奈川県 | 綾瀬市 | 簡易 | 対象地域の自治会員等のうち、設置希望のあった世帯に対し、自治会を通して無償配付予定。設置については自分で行ってもらい（自助）、自分で設置できない世帯については自治会役員や地域防災リーダーが行う（共助）。 |
| 神奈川県 | 茅ヶ崎市 | 簡易 | 補助率：機器の購入費用（税込）の2/3、補助上限：3,000円/個 |
| 神奈川県 | 葉山町 | 簡易 | 町内（自治）会を対象とした自主防災組織支援補助金に係る補助対象資機材としている。食料、飲料水、毛布など補助対象となる資機材を限定列挙しており、その一つとして感震ブレーカーを位置づけているところ。補助金額＝50,000円＋（世帯数×300円）。 |
| 神奈川県 | 開成町 | 簡易 | 感震ブレーカーの設置を推進する自治会に対し補助金を交付（1個1,300円を上限）するほか、自治会未加入者への対応も検討している。 |
| 石川県 | 白山市 | 分電盤 | 現行の家庭用防災用品購入助成制度を改正し、感震ブレーカー単独でも助成対象とし、購入費用に対し、購入費の3分1以内、限度額3,000円としている。助成対象者は、市内在住の方で1世帯につき、10年で1回。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 石川県 | 小松市 | コンセント | 補助対象経費の3分の2の額で上限は8,000円 対象者：小松市に住所を有する者で、自ら居住する住宅に設置する者（法人除く）又は、その町内会 |
| | | 簡易 | 補助対象経費の3分の2の額で上限は2,000円 対象者：小松市に住所を有する者で、自ら居住する住宅に設置する者（法人除く）又は、その町内会 |
| 山梨県 | 南部町 | 分電盤 | 既設の分電盤に取付ける場合：補助対象経費の2分の1を乗じた額。1住宅あたり40,000円を上限とする。 新築の折に感震ブレーカー内臓の分電盤を購入する場合は、1住宅あたり10,000円とする。 |
| | | 分電盤（後付け） | 既設の分電盤に取付ける場合：補助対象経費の2分の1を乗じた額。1住宅あたり40,000円を上限とする。 |
| | | コンセント | 新規に取り付ける場合：補助対象経費に2分の1を乗じた額。1住宅あたり10,000円を上限とする。 |
| | | 簡易 | 同上 |

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|--|
| 長野県 | 生坂村 | 分電盤 | 購入設置経費の2分の1 限度額30,000円 |
| | | 分電盤（後付け） | 購入設置経費の2分の1 限度額10,000円 |
| | | 簡易 | 購入設置経費の2分の1 限度額3,000円 |
| 岐阜県 | 多治見市 | 分電盤 | 区又は町内会を単位として結成された自主防災組織 補助率、補助上限額は未定 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 区又は町内会を単位として結成された自主防災組織 補助率は、感震ブレーカーの購入に要する経費の3分の2 補助上限額は2,000円×取付けた世帯数 |
| 岐阜県 | 岐南町 | 分電盤 | 既設住宅 補助対象経費（感震ブレーカー購入及び設置に要する費用）の1/2までとし30,000円を上限 岐南町内に住宅を所有する者 新築住宅 補助額10,000円 岐南町内に住宅を新築する者 |
| | | 分電盤（後付け） | 既設住宅 補助対象経費（感震ブレーカー購入及び設置に要する費用）の1/2までとし30,000円を上限 岐南町内に住宅を所有する者 新築住宅 補助額10,000円 岐南町内に住宅を新築する者 |
| 岐阜県 | 本巣市 | 簡易 | 自治会事業として行う、「自主防災組織活性化補助金」の中で、自治会が購入し自治会員に配布する場合、自治会に対し補助。（補助率1/2、上限総額20万円） |
| 岐阜県 | 関市 | 分電盤 | 対象者：自主防災会 補助率2分の1 補助限度額：200,000円（合計額） |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 静岡県 | 三島市 | 分電盤 | 一般社団法人日本配線システム工業会が、その定める感震機能付住宅用分電盤の規格に適合する構造及び機能を有すると同工業会が認定した機器 既存住宅：補助率2/3、25,000円を限度 新築住宅：10,000円 自らが所有し、若しくは居住する既存住宅又は自らが居住するための新築住宅に感震ブレーカーを設置するもの |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 静岡県 | 下田市 | 分電盤 | 市内に住宅又は併用住宅を所有又は居住する個人、賃貸住宅に居住する個人、自らが居住するための住宅又は併用住宅を新築する個人に対して、ブレーカー1箇所につき、感震ブレーカーの 購入費及び設置工事費の3分の2以内（上限5万円）を補助。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |

※ 最新の支援制度や詳細は、各市区町村のウェブサイト等をご参照いただくか、各市区町村にお問い合わせください。

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|---|
| 静岡県 | 南伊豆町 | 分電盤 | 町内に木造住宅を所有し、又は居住している個人を対象に、感震ブレーカーの購入及び設置に必要な経費（税込）の2/3以内を補助。（補助限度額25,000円） 町内に一戸建木造住宅を新築する個人を対象に、一律10,000円を補助。 補助金の交付を受けられる回数は、1住宅につき1回限り。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 静岡県 | 富士宮市 | 分電盤 | 感震ブレーカーの購入及び設置費用の3分の2以内で（1,000円未満切り捨て）、25,000円を上限とする。個数は、1世帯につき1個限り。 市内に住宅を所有し、又は居住している個人を対象とするが、賃貸目的の住宅の場合は当該住宅の居住者に限る。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 静岡県 | 御前崎市 | 分電盤 | 補助率：3分の2 補助上限：5万円(新築の場合、上限は1万円) 補助金対象者：市内に住民登録している方及び市内に新築予定の方 規模：戸建て対して1個 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 静岡県 | 掛川市 | 分電盤 | 設置に要する経費の3分の2、上限1万5千円（住宅新築の場合は一律1万円） |
| | | 分電盤（後付け） | 設置に要する経費の3分の2、上限1万5千円 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 静岡県 | 河津町 | 分電盤 | 65歳以上の世帯 器具の購入費用の全額（上限1万円）、設置費用の全額（上限1万円） それ以外の世帯 器具の購入費用の2分の1（上限1万円）、設置費用の2分の1（上限1万円） |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 静岡県 | 焼津市 | 分電盤 | 補助率：対象経費の2/3以内の額 補助上限：50,000円、新築10,000円 支援対象者：市内にある住宅及び集合住宅の居住者（個人） 規模：1個 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 静岡県 | 牧之原市 | 分電盤 | 補助率2/3 補助上限5万円 新築に設置の場合は一律1万円 支援対象者市内在住の方 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|---|
| 静岡県 | 菊川市 | 分電盤 | 補助率 2/3 上限25,000円 対象者：①65歳以上の高齢者のみの世帯 ②介護保険要介護認定の要介護度3以上の認定を受けている者の属する世帯 ③身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者の属する世帯 ④精神障害者保険福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者の属する世帯 ⑤療育手帳A1、A2またはA判定以上の交付を受けている者の属する世帯 ⑥その他市長が特に認めた世帯 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 静岡県 | 藤枝市 | 分電盤 | 設置費用の2/3、上限5万円（千円未満切り捨て）、新築住宅は一律1万円、市内に住宅を所有または居住している個人 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 静岡県 | 静岡市 | 分電盤 | 対象対象者：静岡市に住宅を所有または居住している個人 補助率・額：既存住宅 感震ブレーカーの購入及び設置に必要な経費（税込）の2/3以内（上限額2万5千円）、新築住宅 一律1万円 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 静岡県 | 磐田市 | 分電盤 | 磐田市に居住する者、新築または住宅を購入し居住しようとする者 所有者の同意が得られればアパート・借家可 補助率 2/3、千円未満切り捨て、上限額50,000円 |
| | | 分電盤(後付け) | 同上 |
| 静岡県 | 袋井市 | 分電盤 | 設置費用の1/2（上限5万円）、1世帯につき1回限りの申請、対象地域（6自治会）内に戸建て木造住宅を所有又は居住する者で、市内に本店若しくは支店を有する法人又は市内で事業を営む個人事業主から購入する者 |
| | | 分電盤(後付け) | 同上 |
| 愛知県 | 名古屋市 | 分電盤 | 主な木造住宅密集地域11地区については、設置費用の2分の1、上限4万円。新築時は一律1万円。対象は市内に所有する住宅に感震ブレーカーを設置するもの。 その他の市域全般については、設置費用の3分の1、上限2万6,000円。新築時は一律6,000円。対象は市内に所有する住宅に感震ブレーカーを設置するもの。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 愛知県 | 半田市 | 簡易 | 火災の延焼拡大が懸念される地域、高齢者や障がい者等のいる世帯、母子家庭等の世帯で、感震ブレーカー（簡易タイプ）の設置に対して、器具購入費のうち1,000円を補助。 |
| 愛知県 | 安城市 | 分電盤 | 市内全域を対象地域として、分電盤タイプ（内蔵型または増設型）※一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤の規格で定める構造及び機能を有するものを購入及び設置した費用に対して、補助金を交付する。一律1万円。1対象者に限り1回限り。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|--|
| 愛知県 | 犬山市 | 分電盤 | 感震ブレーカーの設置者に対して、補助対象経費の半額（上限5千円 100円未満切捨）を補助。なお、補助対象者は、市内にある自らが所有又は居住する木造住宅に感震ブレーカーを設置しようとする個人。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 愛知県 | 江南市 | 分電盤 | 江南市家具転倒防止資機材等補助金制度のメニューの1つとして、購入及び設置費について補助している。対象者は市内在住の方で各世帯1回までとする。補助額は、購入金額の半額（上限1万円まで）とする。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 愛知県 | 稲沢市 | 分電盤 | 稲沢市家具転倒防止補助金制度により毎年度に1回のみ購入金額の2分の1まで補助。世帯ごとに限度額が違い、一般の世帯の限度額は3,000円、高齢者や身体障害者の属する世帯などの限度額は10,000円。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 愛知県 | みよし市 | 分電盤 | 補助率2分の1 補助額2万円以内 支援対象者：市民 1世帯1個 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | 簡易 | 補助率2分の1 補助額2千円以内 支給対象者：市民 1世帯1個 |
| 愛知県 | 長久手市 | 分電盤 | 設置費用の1/2を補助、（上限4万円） |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 愛知県 | 東郷町 | 簡易 | 東郷町に住所のある方で、購入し、自宅に設置した方に対し費用の1/2（上限2,000円）を補助（1世帯1回のみ） |

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|--|
| 愛知県 | 扶桑町 | 分電盤 | 補助率 5 分の 4、補助上限 1 万円まで、1 世帯 1 回限り（1 年間につき）、3 年間の時限措置 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 愛知県 | 東浦町 | 簡易 | 補助率：2 分の 1（100 円未満切捨て）、補助上限：2,000 円、規模：1 世帯につき 1 個まで、支援対象者：町内在住の方 |
| 愛知県 | 武豊町 | 分電盤 | 町内在住で、町内に住所を有している者。補助額上限：1 万円 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | 簡易 | 簡易タイプ（ヤモリ）¥1,500/個 |
| 三重県 | 熊野市 | 簡易 | 75 才以上の方や障がい者等自身で取り付けが困難な方を対象に、有償（1,000 円）で取り付けを行う。 |
| 京都府 | 京都市 | 分電盤 | 密集市街地の木造住宅を対象に防火改修支援助成を開始。支援メニューの一つとして感震ブレーカーの設置がある。 補助率：補助対象費用額の 10 分の 8 補助額：最大 5 万円 支援対象者：本市が指定する密集市街地に存する昭和 56 年以前に着工された旧耐震の木造住宅 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 大阪府 | 寝屋川市 | 分電盤 | 家庭用防災用品購入補助事業の補助対象品目（感震ブレーカーのタイプは問わない。） 購入金額の半額、上限 1 万円、数量等制限なし、支援対象 - 未定 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|---|
| 大阪府 | 松原市 | 分電盤 | 分電盤に内蔵又は接続されたセンサーが揺れを感知し、電力供給を遮断するものであって、一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格で定める構造及び機能を有するもの。補助率 4 分の 3 上限45,000円。住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者（住民税、固定資産税、軽自動車税、その他本市に対して納付する税に滞納がない者に限る。）であって、市内において、自らが所有又は居住する住宅に感震ブレーカーを設置しようとするものとする。ただし、補助金の交付決定を受けた者と同一世帯に属する者は、補助対象者となることはできない。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、当該コンセントからの電力供給のみ遮断するものであって、一般財団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの。補助率 4 分の 3 上限4,500円。対象については分電盤タイプと同じ。 |
| | | 簡易 | 内蔵したセンサーと連動したバネの作用により、分電盤のスイッチを操作し電力供給を遮断する簡易タイプであって、一般財団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの。補助率 4 分の 3 上限3,000円。対象については分電盤タイプと同じ。 |
| 兵庫県 | 洲本市 | 分電盤 | 市内に住宅を新築する個人：定額1万円 |
| | | 分電盤（後付け） | 改修する個人：設置費用の1/2（上限1.5万円） |
| 兵庫県 | 養父市 | 分電盤 | 補助率：対象経費の1/2（100円未満切り捨て） 補助上限：1個あたり5,000円 対象者：市内に住所を有する者又は事業所を有する者のうち、地震等の災害への対策として感震ブレーカーを設置する者で、(1) 自らが居住する住宅で、かつ世帯主であること。(2) 事業活動を行っている事業所で、かつ事業主であること。を満たしていること。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 奈良県 | 三宅町 | 分電盤 | 補助額：感震ブレーカー購入に要する費用の2分の1を乗じて得た額と3万円のいずれか低い額。補助は1回限りで、対象は当該年度3月末日までに設置完了することができる者で町内にいる住宅に居住し、町税を滞納していない者。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | 簡易 | 補助額：感震ブレーカー購入に要する費用の2分の1を乗じて得た額と3千円のいずれか低い額。補助は1回限りで、対象は当該年度3月末日までに設置完了することができる者で町内にいる住宅に居住し、町税を滞納していない者。 |
| 奈良県 | 広陵町 | 分電盤 | 既存の居住地の場合：補助対象経費の3分の2、上限額40,000円 新築の場合：補助率100%、上限10,000円 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|---|
| 奈良県 | 葛城市 | 分電盤 | 設置に要した費用の2分の1を乗じて得た額と30,000円のいずれか低い額 市内に自ら所有する住宅に居住し、当該住宅に感震ブレーカー等を設置する者であって、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が市税等を滞納していないこと及び既に当該補助金の交付をうけていないこと。 |
| | | 分電盤（後付け） | 設置に要した費用の2分の1を乗じて得た額と10,000円のいずれか低い額 市内に自ら所有する住宅に居住し、当該住宅に感震ブレーカー等を設置する者であって、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が市税等を滞納していないこと及び既に当該補助金の交付をうけていないこと。 |
| | | 簡易 | 設置に要した費用の2分の1を乗じて得た額と3,000円のいずれか低い額 市内に自ら所有する住宅に居住し、当該住宅に感震ブレーカー等を設置する者であって、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が市税等を滞納していないこと及び既に当該補助金の交付をうけていないこと。 |
| 和歌山県 | 和歌山市 | 分電盤 | 補助率 10割、補助額等 購入費及び設置費の合計上限10,000円、支援対象者 要配慮者（65歳以上の方だけの世帯、要介護認定3～5と認定されている方がいる世帯、障害者手帳1級・2級の方がいる世帯など） |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 和歌山県 | 上富田町 | 簡易 | 補助率 1/2 補助上限2,000円 建築物1棟につき1回限り |
| 和歌山県 | 串本町 | 簡易 | 補助対象者：町内の建築物に設置する者（建築物1棟につき1回限り）、補助金額：購入費用の2分の1とし、5,000円を上限とする。 |
| 和歌山県 | 北山村 | 簡易 | 全世帯1個無料配布 |
| 和歌山県 | 印南町 | 分電盤 | 補助率10/10、補助限度額20,000円、1世帯につき1個、65歳以上のみの世帯、障がい者世帯等、 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 和歌山県 | 古座川町 | 分電盤 | 補助率100%で補助上限10万円。対象は自主防災組織設立区に限る。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|---|
| 和歌山県 | 日高川町 | 分電盤 | 補助金額の上限2万円、対象：高齢者・障害者等の要支援者 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 和歌山県 | 橋本市 | 分電盤 | 補助金の額は、補助対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額。 |
| 和歌山県 | 海南市 | 分電盤 | 対象となる製品は、一般財団法人日本消防設備安全センターの消防防災製品等推奨証が交付された製品又は一般社団法人日本配電盤システム工業会の感震機能付住宅用分電盤の規格で定める構造及び機能を有する製品。補助上限額は5,000円、補助率は感震ブレーカーの購入及び取付にかかる経費の2分の1（100円未満切り捨て）。補助金の交付は1世帯あたり1回。対象となる世帯は、海南市内に居住している方で、①65歳以上の者がいる世帯、②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療疾患受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている者がいる世帯、③介護保険の要介護認定で要介護1以上とされている者がいる世帯、のいずれかに該当する世帯。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 和歌山県 | 由良町 | 分電盤 | 1世帯につき1回限り、上限20,000円。 町内住所を有し、町税等を滞納しておらず、満65歳以上の者、身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみで構成されている世帯。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 和歌山県 | 紀美野町 | 分電盤 | 購入及び取付に対する1/2補助(上限5,000円) |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|---|
| 和歌山県 | 美浜町 | 分電盤 | 【補助率】なし【上限】2万円【規模】1世帯1回限り【対象者】60歳以上の者、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者のみで構成されている世帯 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 和歌山県 | 高野町 | 分電盤 | （補助対象経費）感震ブレーカーの購入費及び設置費 （補助金額）補助対象経費の全額と5,000円のいずれか少ない方の額 （補助対象世帯）①高齢者世帯 ②障害等のある者がいる世帯 ③町長が特に必要と認める世帯 （規模）1世帯1基1回限り |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 鳥取県 | 鳥取市 | 分電盤 | 自主防災会を対象とした防災資機材の補助制度の中で感震ブレーカーをタイプは問わず該当品目として認めている。ただし、感震ブレーカーは個々の家庭に設置するものなので購入の際は自主防災会が属する町内会全戸に配布することが条件であると考えている。補助額は自主防災会の世帯数により定められており、その金額を上限としている。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 鳥取県 | 米子市 | コンセント | 自主防災組織として、共同購入する場合に総額の1/2（上限50,000円）を補助。 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 鳥取県 | 岩美町 | 分電盤 | 購入費用の1/2を補助（上限2,000円） 町内住宅 1世帯1回1個まで |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|--|
| 鳥取県 | 伯耆町 | 分電盤 | 補助金の額は、第3条第1項に定める補助対象者が行う補助対象事業にあつては、家具転倒防止器具等の購入に要する経費の2分の1に相当する額と1万円を比較し、いずれか低い方の額とし、第3条第2項に定める補助対象者が行う補助対象事業にあつては、家具転倒防止器具等の購入及び取付けに要する経費の合計額と2万円を比較し、いずれか低い方の額とする。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 広島県 | 広島市 | 分電盤 | 補助額：設置経費の1/2かつ上限4万円 対象者：補助対象住宅へ耐震シェルター等を設置しようとする者で、当該住宅に居住している高齢者等又は高齢者等と同一の世帯に属する者（補助対象住宅：木造在来軸組構法及び伝統的構法の住宅で、次に掲げる要件の全てに該当するもの。昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）であること。地階を除く階数が2以下であること。1階に耐震シェルター又は防災ベッドを設置できる住宅であること。耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であるもの又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する誰でもできるわが家の耐震診断に基づく診断の結果、評点の合計が7点以下であるもの。高齢者等：次のいずれかに該当する者。申請時における年齢が65歳以上である者。身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた者。療育手帳の交付を受けた者。介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた者。その他医師の診断等により災害時に援護を要すると認められる者。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 徳島県 | 徳島市 | 分電盤 | 徳島市既存木造住宅耐震化促進事業において耐震改修支援事業（耐震改修後の評点を1.0以上とする工事）を実施する場合に併せて感震ブレーカー設置費用についても支援する。 補助金額：10万円／戸（定額）感震ブレーカーの設置のみの場合は補助対象外 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 徳島県 | 鳴門市 | 分電盤 | 木造住宅耐震改修支援事業の補助要件において一律10万円を限度に加算するもの。木造住宅耐震改修支援事業の事業対象者が支援対象者。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 徳島県 | 小松島市 | 分電盤 | 補助率：定額、補助額：一律10万円、規模（個数）1個、支援対象者：耐震改修支援事業実施者 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 徳島県 | 吉野川市 | 分電盤 | 一律10万円。木造住宅耐震改修支援事業の事業対象者が支援対象者。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|--|
| 徳島県 | 阿波市 | 分電盤 | 阿波市木造住宅耐震化促進事業のうち、耐震改修支援事業（本格的な耐震改修）を実施する場合に、感震ブレーカーの設置費用についても支援する。 補助率及び額：定額補助 10万円/戸 支援対象者：阿波市木造住宅耐震化促進事業のうち耐震改修支援事業を実施する者。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 徳島県 | 美馬市 | 分電盤 | 木造住宅耐震改修促進事業において、本格耐震改修と併せて、（一社）日本配線システム工業会の「感震機能付住宅用分電盤認定制度」による認証を受けた感震ブレーカーを設置する場合、補助限度額100万円に一律10万円を加算。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 徳島県 | 三好市 | 分電盤 | 木造住宅耐震改修支援事業の補助要件において一律10万円を限度に加算するもの。木造住宅耐震改修支援事業の事業対象者が支援対象者。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 徳島県 | 勝浦町 | 分電盤 | 木造住宅耐震改修支援事業の補助要件において一律20万円を限度に加算するもの。木造住宅耐震改修支援事業の事業対象者が支援対象者。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 徳島県 | 上勝町 | 分電盤 | ○上勝町木造住宅耐震化促進事業（メニュー項目：耐震改修支援事業） 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅で耐震診断の評点が1.0未満と判定されたものについて、評点を1.0以上に耐震改修工事の実施にあわせて、（一社）日本配線システム工業会の規格適合品である分電盤タイプの感震ブレーカーを設置する場合に限り、補助限度額130万円に一律10万円を加算して補助を行う。（感震ブレーカーのみの設置は補助対象外） |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 徳島県 | 石井町 | 分電盤 | 石井町木造住宅耐震化促進事業のうち、耐震改修支援事業（本格的な耐震改修）を実施する場合に、感震ブレーカーの設置費用についても支援する。 補助率及び額：定額補助 10万円/戸 支援対象者：石井町木造住宅耐震化促進事業のうち耐震改修支援事業を実施する者 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 徳島県 | 那賀町 | 分電盤 | 補助率、補助上限額については一律10万円。ただし、木造住宅耐震化促進事業における補助金制度の耐震改修支援事業を行い、感震ブレーカーは分電盤タイプのものに限る。 |
| 徳島県 | 美波町 | 簡易 | （一財）日本消防設備安全センターが消防防災製品推奨品として推奨する簡易型感震ブレーカーの購入費に対し、購入価格の2分の1とし2,000円を限度とし予算の範囲内で建築物1棟につき1回限り補助する。 |
| 徳島県 | 海陽町 | 分電盤 | 住まいの耐震化に伴う耐震改修支援事業において、感震ブレーカーの設置を条件のなかに含み一律10万円までの補助をする。 |

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|--|
| 徳島県 | 松茂町 | 分電盤 | 補助率…購入金額の1/3、補助額…購入金額の1/3、補助上限額…1万円、規模（個数）…個数に制限なし、支援対象者…町民（世帯ごと） |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 徳島県 | 北島町 | 分電盤 | ①北島町感震ブレーカー設置補助金 補助率：設置にかかる費用の2分の1、補助上限5,000円。規模：1住宅あたり1個までで、1世帯に1回限り。対象者：町内に住宅を所有し、かつ感震ブレーカーの購入時に当該住宅に住所を有し、当該感震ブレーカーを設置した者。又は、町内に感震ブレーカーを設置した新築住宅を所有し、かつ、当該住宅に住所を有する者。 ②北島町木造住宅耐震化促進事業補助金（メニュー項目：耐震改修支援事業）補助額：一律10万円、規模（個数）1個、支援対象者：耐震改修支援事業実施者 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | ○北島町感震ブレーカー設置補助金 補助率：設置にかかる費用の2分の1、補助上限5,000円。規模：1住宅あたり1個までで、1世帯に1回限り。対象者：町内に住宅を所有し、かつ感震ブレーカーの購入時に当該住宅に住所を有し、当該感震ブレーカーを設置した者。又は、町内に感震ブレーカーを設置した新築住宅を所有し、かつ、当該住宅に住所を有する者。 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 徳島県 | 藍住町 | 分電盤 | 補助率1/2（補助上限15,000円）、工事費を補助対象に含む。補助金の交付は、1住宅に対し1回限りとする。 対象者は藍住町に住所を有し、かつ、居住し、藍住町における町税等（国民健康保険税、介護保険料、各種公共施設使用料、その他町の各種融資の償還金を含む。）を滞納していない者。 木造住宅耐震改修支援事業の補助要件において一律10万円を限度に加算するもの。木造住宅耐震改修支援事業の事業対象者が支援対象者。 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 補助率1/2（補助上限15,000円）。補助金の交付は、1住宅に対し1回限りとする。 対象者は藍住町に住所を有し、かつ、居住し、藍住町における町税等（国民健康保険税、介護保険料、各種公共施設使用料、その他町の各種融資の償還金を含む。）を滞納していない者。 |
| 徳島県 | 板野町 | 分電盤 | 感震ブレーカー1個あたりの購入及び設置にかかる費用の2分の1以内の額で、上限5,000円 ※但し、100円未満は切り捨てとしている 補助金は、1住宅あたり感震ブレーカー1個までが対象で、1世帯1回限り 対象者は板野町に住所を有し、町税を滞納していないもの |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |

市区町村における感震ブレーカー支援制度一覧（令和元年度）【令和元年7月1日現在】

| 都道府県名 | 市区町村名 | 補助対象のタイプ | 支援制度の概要 |
|-------|-------|----------|---|
| 徳島県 | 上板町 | 分電盤 | 感震ブレーカーの購入費及び設置に要する費用の合計額の1/2、補助上限1個あたり2万円、対象者は上板町に住所を有し、町税等を滞納していない者 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 徳島県 | つるぎ町 | 分電盤 | つるぎ町木造住宅耐震化促進事業のうち、耐震改修支援事業（本格的な耐震改修）を実施する場合に、感震ブレーカーの設置費用についても支援する。 補助率及び額：定額補助 10万円/戸 支援対象者：つるぎ町木造住宅耐震化促進事業のうち耐震改修支援事業を実施する者 |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| 徳島県 | 東みよし町 | 分電盤 | 木造住宅耐震化促進事業のうち、耐震改修支援事業（本格的な耐震改修）を実施する場合に、感震ブレーカーの設置費用についても支援する。 補助率及び額：定額補助 10万円/戸 支援対象者：木造住宅耐震化促進事業のうち耐震改修支援事業を実施する者 |
| 高知県 | 土佐市 | 簡易 | 補助額：購入に係る経費に3分の2を乗じて得た額とし、補助金の上限は1基につき3,000円。設置に係る経費に10分の10を乗じて得た額とし、補助金の上限は1箇所につき1,000円。対象者：市内に住所を有する世帯。 |
| 高知県 | 土佐清水市 | 簡易 | 購入補助上限額1世帯（1/2以内） 7,000円（上限） 取付補助金額1世帯（10/10） 4,000円（上限） |
| 高知県 | 奈半利町 | 簡易 | 1世帯当たり5,000円を上限。 |
| 高知県 | 安芸市 | 簡易 | 重点推進地区の住宅に無償で配布もしくは設置。 |
| 高知県 | 香南市 | 分電盤 | 補助率：1/2 補助額上限：1万円 補助対象：家具転倒防止金具、飛散防止フィルム、感震ブレーカーなどの防災器具購入費 対象者：市内在住者（1世帯当たり1回） |
| | | 分電盤（後付け） | 同上 |
| | | コンセント | 同上 |
| | | 簡易 | 同上 |
| 高知県 | 高知市 | 簡易 | 高知県が指定する地震火災対策を重点的に推進する地区11市町村、19地区の内、高知市分9地区のうち6地区に対して、高知県と高知市が2分の1ずつ補助し、無償で感震ブレーカーを設置 |